1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 1. 特例を設ける趣旨

移動制約者の輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送サービスによっては十分な輸送サービスが確保できない場合に対応するため、NPO等が行う福祉有償運送について、セダン型等の一般の車両の使用を可能とするものです。

## 2. 特例の概要

「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送について、地方公共団体が、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、同通知に定める使用車両の限定(福祉車両)にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができることとするものです。

## 3 . 基本方針の記載内容の解説

車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の 乗降を容易にするための装置を設けたいわゆる福祉車両を使用した福祉有償 については、構造改革特別区域の認定を受けることなく、上記の通知に基づ き道路運送法第80条第1項の許可を受けることができます。

- 4.特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点特になし
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし